明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二九〇～二九六）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二九七～二九九）　八
○職業に必要な知識等の習得に資する教育訓練又は職業能力試験の認定に関する規程に基づく認定を受けた教育訓練及び職業能力試験を告示する件（厚生労働四一六）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
第三十一回（平成二十一年度）エネルギー管理士試験合格者関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八三
会社その他
会社決算公告　八七

告示

○財務省告示第二百九十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年九月八日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆二千百二十四億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆八千六百二十六億三百七十五万円、特別会計に関する法律第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千四百九十七億九千六百二十五万円

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四十六億三千九百万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千八百二十四億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三百四億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆二千百三十六億八千八百九十五万五千円

ロ　非競争入札発行　四十六億四千百六十九万六百二十円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千八百二十五億五百七十九万二千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　三百四億千七百六十三万二千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年八月十七日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭八厘